

第 1 回 池田市総合計画審議会 次第

日時 平成 2 9 年 1 2 月 5 日（火）午前 1 0 時
議会会議室（3 階）

1. 開 会

2. 案 件

- (1) 審議会会長、副会長の互選について
- (2) 第 6 次総合計画一部見直しの諮問について
- (3) 第 6 次総合計画一部見直しのスケジュール及び体制について
- (4) 第 6 次総合計画一部見直しの考え方について
- (5) 第 6 次総合計画一部見直し（案）について
- (6) その他

3. 閉 会

池田市総合計画審議会委員一覧

区分	氏名	備考
識見委員	児玉 皓雄	株式会社AIRI 代表取締役会長
	河内 厚郎	文化プロデューサー
	喜多 秀行	神戸大学大学院工学研究科教授
	斉藤 弥生	大阪大学大学院人間科学研究科教授
市民委員	湯浅 博	石橋地域コミュニティ推進協議会会長
	中西 史三	ほそごう地域コミュニティ推進協議会(細河地区)会長
公募委員	牛嶋 牧子	主婦
	櫻井 清隆	会社員
内部委員	藤田 雅也	副市長
	木田 公彦	副市長

○池田市総合計画審議会条例

昭和43年12月27日 条例第25号

注 昭和62年7月6日条例第19号より条文注記入る。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市に池田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて池田市総合計画に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員若干名を以つて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は任命する。

(1) 学識経験を有するもの

(2) 市民

(3) 市職員

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認めるときは、委員でないものを会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(昭62条例19・全改、平7条例10・平9条例4・平15条例11・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年7月6日条例第19号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年7月4日条例第10号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第4号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月27日条例第11号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

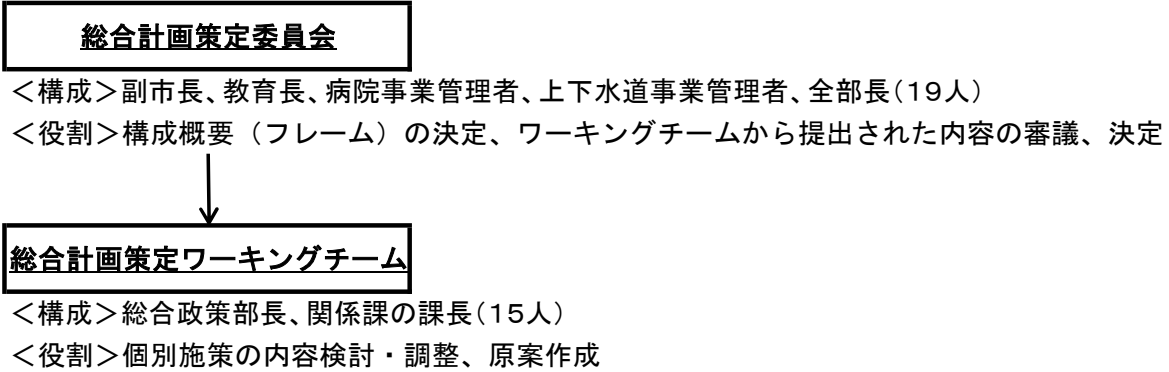
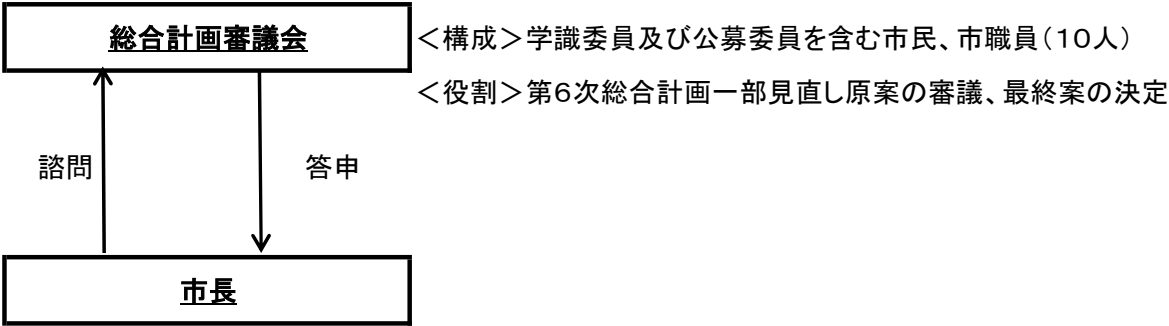
第 6 次総合計画一部見直しのスケジュールについて

(H29.12.5)

平成 29 年度

- 10月 1日 ・総合計画審議会委員の公募（～20日）
- 10月 2日 ・総合計画策定委員会（第1回）
- 10月20日 ・総合計画策定ワーキングチーム（第1回）
- 11月 6日 ・総合計画策定委員会（第2回）
- 11月 8日 ・総合計画策定ワーキングチーム（第2回）
- 12月 1日 ・総合計画策定ワーキングチーム（第3回）
- 12月 4日 ・総合計画策定委員会（第3回）
- 12月 5日 ・総合計画審議会委員の委嘱
 - ・総合計画審議会（第1回）
 - ・市長からの諮問
- 12月26日 ・総合計画審議会（第2回）
- 1月上旬 ・パブリックコメント実施
- 2月上旬 ・総合計画審議会（第3回）
- 3月上旬 ・市長への答申
 - ・市議会へ提案

第 6 次総合計画一部見直しの体制について



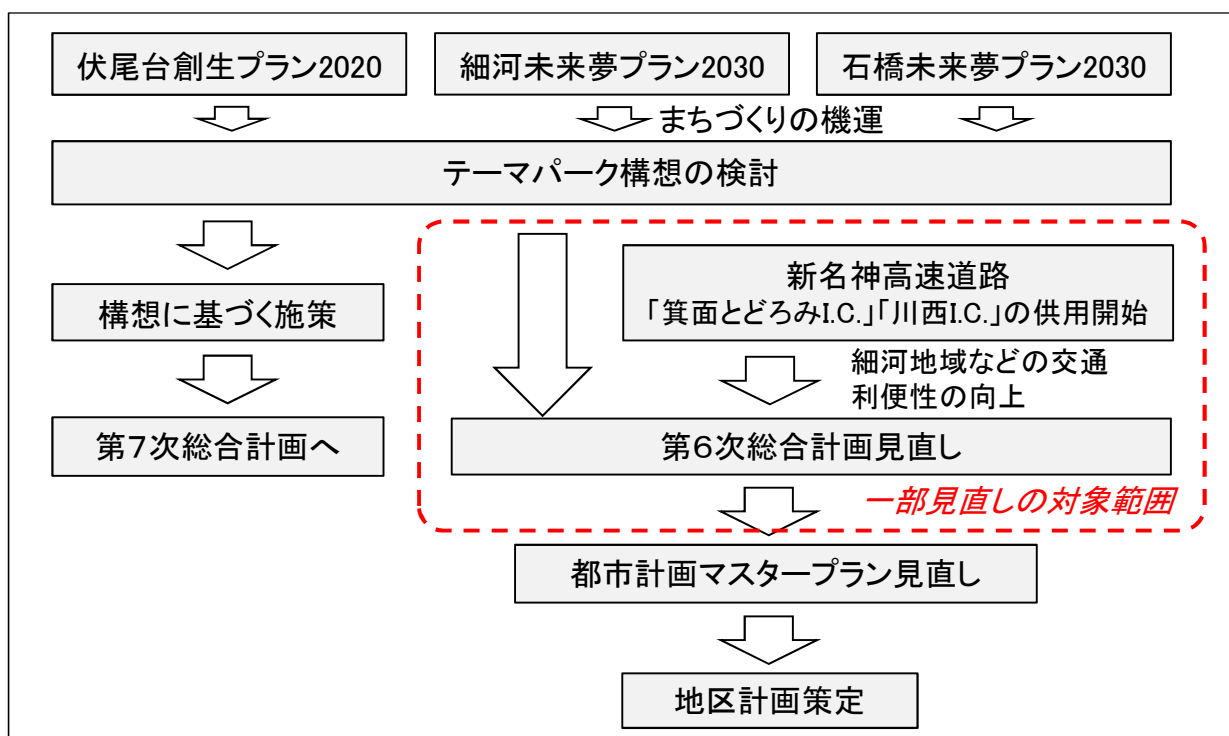
1. 背景

- 本市では、平成23年1月に「第6次池田市総合計画」を策定し、まちの将来像である「私」が創る「地域」と育てる誇りに思えるまちの実現をめざし、まちづくりに取り組んできた。
- 一方で、計画の策定から6年が経過し、この間に本市を取り巻く環境が変化する中で、平成28年3月に提言された地域住民主体のまちづくりプランである「伏尾台創生プラン2020」「細河未来夢プラン2030」「石橋未来夢プラン2030」を踏まえ、本市の中長期的なまちづくりの展望を示す「池田のまち みんなまとめてテーマパーク構想」の策定に取り組むなど、新たなまちづくりの機運が高まっているところ。
- また、本年12月に、新名神高速道路「箕面とどろみIC」「川西IC」の供用が開始され、とりわけ細河地域において交通の利便性の向上が見込まれ、地域特性に応じた土地利用に資する環境整備が期待されているところ。

2. 基本的な考え方

- テーマパーク構想の推進や細河地域における環境整備に向けて、第6次総合計画では読み込めない新たな施策や総合計画への記載を必要とする計画策定などのため、必要な箇所の記載を追加・修正する。
- 具体的には、原則として、時点修正(数値や名称の変更など)は行わず、「細河地域における産業施設 などの立地誘導」「老人福祉センター(敬老会館など)の機能更新や整備に向けた取組」に関して、必要な箇所に限定し、基本構想及び基本計画の見直しを行うもの。

<考え方のイメージ>



第6次総合計画一部見直し(案)

	章、節	変更箇所	原文(変更前)	変更文案(変更後)
P16 上段	基本構想 第2章、第2節 位置・地勢	1 立地 最下段	また、数年後には新名神高速道路の供用開始も予定されています。	また、平成29年度に新名神高速道路「箕面とどろみI.C.」、「川西I.C.」が供用開始されました。
P31 上段	基本構想 第3章、第3節 都市機能構想	(4)自然ふれあい ゾーン 下段	細河地域については、乱開発の防止を図り、植木園芸産業の振興に努めつつ、地元住民との合意形成を図りながら、地域の活性化策を踏まえ、地区計画などを活用した土地利用の検討を進めます。	細河地域については、新名神高速道路「箕面とどろみI.C.」、「川西I.C.」が供用開始されたことにより、利便性が高まる地域となります。このため、本地域では、乱開発の防止を図り、植木園芸産業の振興に努めつつ、地域の活性化策を踏まえ、地元住民との合意形成、自然環境・景観や農業との調和に配慮して、地区計画などを活用した土地利用の検討を進めます。
P31 中段	基本構想 第3章、第3節 都市機能構想	(5)都市核・都市軸 下段	さらに、細河地域へ教育施設の誘致を図ることにより、本市北部の「都市軸の交流・連携」の中心となるよう、実現に向けて取り組んでいきます。	さらに、細河地域では、自然環境・景観や農業との調和を図りながら、地区計画などを活用した土地利用の検討を進めることにより、本市北部の「都市軸の交流・連携」の中心となるよう、取り組んでいきます。
P37 中段	基本構想 第5章 将来像達成のための 重点施策	5 細河地域の 活性化 上段	細河地域は、市街地近郊でありながら、恵まれた自然と伝統ある植木産業という資源を有し、また、今後は、広域幹線道路の整備により、交通の利便性がさらに高い地域へと変貌することが予想されています。	細河地域は、市街地近郊でありながら、恵まれた自然と伝統ある植木産業という資源を有し、また、今後は、新名神高速道路「箕面とどろみI.C.」、「川西I.C.」の供用開始や広域幹線道路の整備により、交通の利便性がさらに高い地域へと変貌することが予想されています。

	章、節	変更箇所	原文(変更前)	変更文案(変更後)
P56 中段	基本計画 第1章、第2節 駅を中心とした 市街地の整備	■主な部門別計画	・都市計画マスタープラン(まちづくり課:平成11年度 (1999年度)～23年度(2011年度)、改訂計画24年度 (2012年度)～)	・都市計画マスタープラン(まちづくり・交通課:平成24年 度(2012年度)～34年度(2022年度)、一部改訂30年度 (2018年度)～) ・立地適正化計画(まちづくり・交通課:平成31年度(2019 年度)～(予定)) ・中心市街地活性化基本計画(地域活性課:平成31年度 (2019年度)～(予定))
P57 中段	基本計画 第1章、第2節 細河地域の 活性化	■現状と課題	○今後、国道423号や新名神高速道路などの広域 幹線道路が整備されることで、交通利便性の高い 地域へ変貌することが予想される。	○今後は、新名神高速道路「箕面とどろみI.C.」、「川西 I.C.」の供用が開始されたことや国道423号などの広域 幹線道路が整備されることで、交通利便性の高い地域 へ変貌することが予想される。
P58 上段	基本計画 第1章、第2節 細河地域の 活性化	1. 地域の特性を 生かしたまちづくり の展開 ステップ	・木部ランプと新名神高速道路(仮称)箕面I.C.を結ぶ 国道423号の交通量の増加が予想されることから 自然環境との調和を図りながら、 <u>通過者などを招き 入れる施設を整備する。</u>	・木部ランプと新名神高速道路「箕面とどろみI.C.」、 「川西I.C.」を結ぶ国道の交通量の増加が予想される。 <u>このため、本地域では乱開発の防止や自然環境・景観 との調和を図りながら、地区計画などを活用した土地 利用の検討を進め、産業施設などの立地誘導を図る。</u>
P86 上段	基本計画 第2章、第2節 高齢者福祉・ 介護の充実	1. 高齢者福祉の 充実 ステップ	・老人福祉センター(敬老会館など)の維持と運営の <u>充実を図る。</u>	・老人福祉センター(敬老会館など)の周辺地域の活性 <u>化を図るため、当該施設などの機能更新や整備に 向けた取組を推進する。</u>

【参考文例】

■池田市市街化調整区域における地区計画のガイドライン 平成26年4月

①開発行為を伴う地区計画については、いたずらに市街地を拡大しないよう、その必要性、周辺の公共施設の整備状況、自然環境・景観や農林業との調和等の観点から総合的に検討を加え、妥当と認められる場合に限ること。

②市街化調整区域の有する特性に配慮し、ゆとりある緑豊かな市街地環境の形成や、周辺景観との調和を図るため、最低敷地面積や公園・緑地の規模、緑化率、建築物等の形態・意匠などを適切に定めること。